住民基本台帳カードの「豆知識」

住民基本台帳カード（住基カード）って、何ですか？

〇住基カードは、市が交付する安全性の優れたICカードです。クレジットカードや銀行のキャッシュカードほどの大きさです。
　顔写真入りのものと顔写真のないものと、2種類あります。住基カードに埋め込まれたICチップには、CPUという電子回路が入っていて、カードそのものが超小型のコンピュータです。ICチップは、データの不正な取り出しや解析を自ら感知し、データを抹消するなどして秘密を守ります。

〇顔写真のないカードの表には、氏名と発行市区町村名、顔写真入りのカードの表には、さらに生年月日、性別、住所が加えて記載されています。

〇顔写真入りの住基カードは、金融機関等の窓口で本人確認資料として認められており、公的な身分証明書となります。

〇e－Tax（イータックス：国税電子申告・納税システム)などの電子申請・届出が利用できますが、別途手続きが必要です。公的個人認証サービスにより、本人であることを公的に証明する電子証明書を交付し、様々な行政手続きが、窓口に行くことなく、自宅等のパソコンでインターネットを通じて行うことができます。

〇本市では、平成２５年７月１日から住基カードを利用して、コンビニに設置されているマルチコピー機より、住民票の写しや印鑑登録証明書などを取得できるようになりました。

「住民基本台帳ネットワーク」って、何ですか？

〇平成14年から開始され、住民票の記載事項に加えられた「住民票コード」を基に、市区町村の区域を越えた本人確認を行うための仕組みのことです。
　これにより、全国の市区町村の住民基本台帳を通信回線で結び、氏名・住所・性別・生年月日の4つの情報と住民票コード(住民一人ひとりに付番された全国共通の１１ケタの固有番号)およびその変更情報を提供します。

「住民票コード」って、何ですか？

〇住民基本台帳ネットワークの中で住民個人を単位とする全国共通の番号で、１１ケタの数字です。住民票コードは、他人と同じ番号になることはありません。また、一人ひとりに付番される番号は、ばらばらに任意に付番されますので、ご家族や生年月日が同じ方と連続した数字にはなりません。

〇このコードを使って行政機関や民間企業が持っている個人情報を一元的に管理する訳でありませんので、いわゆる国民総背番号制ではありません。
　同じ世帯でない方や民間会社が、住民票コードを聞くこと、また、住民票コードを記載した住民票の写しの提出を求めることは、法律により禁止されています。国や県などの行政機関でも住民票コードを活用できる業務は法律により、限られています。

〇住民票コードは、お申出いただければ、ご本人であることを確認のうえ、変更できますが、番号を選ぶことはできません。